

北九州市自治基本条例に基づく 市政運営の評価検討委員会

答 申

令和元年12月

北九州市自治基本条例に基づく
市政運営の評価検討委員会

目 次

はじめに	1
1 評価方法等	2
2 審議経過	2
3 条例の規定に基づく市の取組等について	3
4 評価等について	11
5 条例の見直しについて	19
資料	21

はじめに

北九州市は、地方自治の本旨にのっとり、市民の意思に基づく自立した市政運営を確立するとともに、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、市のまちづくりの基本ルールとなる「北九州市自治基本条例」（以下「条例」という。）を制定（平成22年10月1日施行）した。

この条例は、市民を主体とした自治（以下「市民自治」という。）の確立を目的とし、本市における自治の基本理念や基本原則、自治の主体である市民、議会、市長（行政）のそれぞれが自治において果たすべき役割や市政運営の原則、自治の基礎的な単位であるコミュニティの活動のあり方等について規定している。

また、この条例は、その実効性を確保するため、第29条において、条例の規定内容がどのように制度や施策に反映されたのか、条例に基づく市政運営の状況を評価し、条例について必要な見直しを検討する機関を置き、5年を超えない期間ごとに必要な措置を講ずるものとしている。

この規定に基づき「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」（以下「委員会」という）が設置され、平成26年に答申を取りまとめた。

今回、さらに5年が経過したため、改めて委員会において審議することとし、令和元年5月13日、北橋健治 北九州市長より「市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、条例について必要な見直しに関する事項」について、意見を求められた。

委員会は、学識経験者、公募委員ほか8名により構成され、令和元年5月以降、計5回会議を開催し、条例制定時の議論や経緯、条例に込められた思いも踏まえ、条例に基づく市の取り組みが、条例の趣旨に沿ったものとなっているかについて、活発かつ慎重に審議を行った。

特に、市民自治を確立する上で、重要な論点である「情報共有」、「市民参画」、「コミュニティ」について重点的に議論を行い、第2回目となる答申を取りまとめた。

この答申が、市における市民自治の確立に向けた一助になれば幸いである。

令和元年12月17日

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会 委員長
湯浅 隼道

1 評価方法等

評価にあたっては、条例の趣旨、内容等について、委員会で改めて確認した後、条例の規定に基づく市の取組全般について、それが条例の趣旨に沿って行われているか、すなわち、市民自治の確立に寄与するものとなっているかどうかを事業等の実績や成果等から検証し、課題がある場合は、見直しの方向性を示すこととした。特に、市民自治の推進において核となる「情報共有」、「市民参画」、「コミュニティ」について集中的に審議した。

また、市民自治の確立のために、市が行っている様々な取組を市民がどのように受け止めているのか、市民の主体的な行動に結びついているかということも評価の観点として考慮する必要があるため、市民意識調査等の結果も踏まえた上で、評価を行った。

2 審議経過

本委員会における審議の経過は、以下のとおりである。

回	日 程	議 事
第1回	令和元年 5月13日	○委員会の趣旨、スケジュール確認
第2回	令和元年 7月4日	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 (情報共有、市民参画を中心に審議)
第3回	令和元年 8月1日	○条例に基づく市政運営の状況等についての審議 (コミュニティを中心に審議)
第4回	令和元年 10月8日	○新たな課題等に対する市の取組についての審議 (SDGsにかかる取組を中心に審議) ○答申(案)の検討
第5回	令和元年 12月17日	○答申(案)の検討・承認

3 条例の規定に基づく市の取組等について

条例の規定に基づく市の取組、及び関連する市民意識調査結果の概要は以下のとおりである。

(1) 総論 「第1条（目的）」「第7条（子どもの自治へのかかわり）」

条例の趣旨を踏まえ、まちづくりを進めていくためには、市民や市政運営を担う市職員が条例に対する理解を深めることが重要である。このため、条例施行後、市は市民に対する広報に努めており、前回答申（平成26年）において示された見直しの方向性を踏まえ、パンフレットをより市民参画について解説したものに改訂し、新たに市民向けフォーラム「地域の“ちから” 報告会」を開催し、条例のPRを行っている。

また、特に将来を担う若い世代への取組として、中学3年生向けの副読本を、親子で自治について考える機会となるよう内容をリニューアルするとともに、北九州市立大学への出前講演（入学式及び授業での講演）を行っている。市職員に対しては、新規採用職員や市民センターの新任館長を対象とした研修を計画的に実施するとともに、昇任試験の出題範囲に含むなど、条例に対する理解を深める取組に努めている。

平成30年度に実施した市民意識調査によれば、自治基本条例について、「内容をよく知っている」「ある程度知っている」は合わせて9.8%、「名称は知っている」の20.7%を含めると、条例の認知度は約3割となっている。

(2) 情報共有 「第21条（情報共有の仕組み）」

市民が市政に対して問題意識を持ち、意見や提案を行うためには、市と市民が市政に関する情報を共有することが不可欠である。

このため、市は、情報公開制度の運用や広報活動など、多様な媒体や方法で情報提供を行っており、市民意識調査によれば、市の情報発信の方法については、「より分かりやすく、情報を整理して発信してほしい」、「情報を入手しやすいように、色々な媒体・場所で発信してほしい」が多く、約4割となっている。

<主な情報共有の取組>

区分	取組内容	概要
情報公開	北九州市情報公開条例の運用	市が保有する情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、情報公開の推進に関し必要な事項を規定している。
	北九州市個人情報保護条例	個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権

	の運用	利を明らかにすることその他の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を規定している。
広報活動	市政だより	市民に対して、市政の重要な施策や事業、市民生活に身近な情報などを伝えることにより、市政に理解と協力を得るとともに、市政への市民参画を推進することを目的に発行している。
	市政テレビ・ラジオ	市民の市政に対する理解を深めるため、テレビ・ラジオを利用して、市の施策・事業のPRを実施している。
	市ホームページ	インターネットを通じて、市の計画や取組み、財政状況、観光・イベントなど様々な情報発信を実施している。 市ホームページは 誰もが利用しやすく・役立つ・市の魅力が伝わるホームページを目指して、平成31年2月リニューアル公開した。
	ソーシャルメディアを活用した情報発信	「北九州市ソーシャルメディア活用に関するガイドライン」に基づき、効果的な情報発信に取り組んでいる。平成29年8月から市公式SNSアカウントとしてフェイスブック、ツイッター、インスタグラムを活用した「好きっちゃ北九州」を開設、平成30年9月には「北九州公式LINEアカウント」を開設し、様々な情報を発信している。
	動画	本市の情報や魅力を国内外に発信するため、平成24年6月から北九州市公式 Youtube チャンネル「Kitakyu Movie Channel」を開設。市政テレビや市長定例記者会見、各部局が制作した動画を配信している。
	市政記者会等への市政情報の提供	記者会見、資料配付などにより、市政情報を市政記者会等に提供している。
	その他	(1) 北九州モノレール全駅(13駅)の掲示板に市政・イベント情報等を掲載したポスター・チラシを配置 (2) 福岡銀行市内25支店に、ポスター掲示を依頼

		(3) 西日本シティ銀行北九州ビル1 F NCB 街かどギャラリーにおいて、4 カ月ごとにテーマを設定し、市政情報を発信
--	--	--

(3) 市民参画

「第19条(附属機関の委員等の選任)」 「第23条(パブリックコメント手続き)」
「第20条(苦情等へ対応するための仕組み)」 「第24条(市民の意見及び提案)」
「第22条(市民参画の制度の整備)」

社会経済情勢が急速に変化し、人々の価値観や行政ニーズが多様化する時代にあつては、これまで以上に、市政に対する市民の意見や提案をきめ細かく把握し、適切に市政に反映させていく必要がある。

このため、市は、市民に対して様々な市民参画の制度を準備して、多様な市民の意見等を聞いているが、市民意識調査によれば、約7割の市民が市政に関心を持っている一方で、4年前と比較すると、関心がない市民もやや増えている。また、「市民参画の機会が多い」と回答した人が2割以下となっている。

<主な市民参画の取組>

区分	取組内容	概要
個人形式	市民のこえ	本庁舎の広聴課、各区役所の総務企画課及び出張所に相談窓口を開設して、電話、来訪、メール等による市民からの要望、提案、苦情、問い合わせ等に対応している。なお、ネット時代に対応して、市ホームページに専用の入力フォーマットを開設し、アクセスを確保している。
集会形式	タウンミーティング	市民との協働によるまちづくりを進めるため、様々な市政の重要テーマについて、市長が市民と直接、双方向で対話し、意見を聴いている。
	出前講演	市が重点的に取り組む政策や施策、事業について、市民グループや団体からの要望に応じて、市の幹部職員等が直接出向き、講演を行っている。なお、講演のテーマを記載したテーマ集(平成31年度)を市のホームページで公開するとともに、区役所、出張所、市民センターで配布するなど利用喚起にも取り組んでいる。

調査形式	市民意識調査	18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）を対象に、郵送アンケートにより、市政に対する意識や要望、評価などについて調査し、分析を行っている。毎年継続して調査を行う市政全般に関する「市政評価と市政要望調査」と、毎年テーマを設定して行う「特定テーマ調査」の2つを同時に実施している。
	市政モニター	毎年18歳以上の市民を対象に市政モニター（郵送モニター・インターネットモニター合わせて150人）を公募し、市の施策や事業に関するアンケート調査を行い、その結果を公表している。
	市民意見提出手続（パブリックコメント制度）	市が基本的な計画等を立案する過程において、あらかじめその案を公表し、これに対して市民等から提出された意見を考慮して基本的な計画等の決定を行うとともに、提出された意見の概要とこれに対する市の考え方等を公表している。
会議形式	附属機関・市政運営上の会合	市民や外部の有識者の意見を適切に市行政に反映するため、市民をはじめとした外部の人材が、条例で設置する「附属機関」や要綱で設置する「市政運営上の会合」に参加している。 幅広く意見を求めるため、年齢、兼務の数、女性委員の比率や公募委員の導入など、委員の選任にあたっての留意事項を、要綱で定めている。

（4）コミュニティ

「第26条（コミュニティの活動のあり方）」

「第27条（コミュニティへの支援等）」

コミュニティは、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するための基本となるものである。条例では、市民の主体的なコミュニティ活動への参加を通じて、市民が共に暮らす地域社会の維持形成に努めることとされている。また、市は、コミュニティの自主性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がそれぞれの地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援することとしている。こうした趣旨を踏まえ、市は、市民の主体的な行動や、コミュニティの活性化に繋がる様々な支援を行っている。

市民意識調査によれば、「住民主体のまちづくりが必要と思う」と回答した人は、約

9割となっているが、実際に地域活動の経験がある人の割合は、約半数程度となっている。参加しない理由としては、地域団体や活動に関する情報が不足しているとの理由が4割弱と一番多くなっている。

また、これからの地域活動を支える大切な団体については「自治会・町内会」との回答が最も多く（74.8%）、実際に加入していると回答した人の割合は71.4%となっている。自治会・町内会に「加入していない」と回答した人にその理由を尋ねたところ、「加入を勧められたことがない」（31.8%）、「加入しなくても日常生活に支障がない」（30.3%）、「住んでいるマンション等の集合住宅そのものが加入していない」（30.3%）の回答順となっている。

<コミュニティに係る主な取組状況>

取組内容	概要
区役所にコミュニティ支援課を設置	多様化、複雑化している地域課題の解決に向けて、地域のコミュニティ活動への積極的な支援や、市民と行政との連携・協働を推進するため、まちづくりに特化した担当部署として全ての区役所にコミュニティ支援課を設置した（平成23年度～）。
自治会・町内会活性化事業	自治会・町内会が行う加入促進や人材育成の取組を支援するため、北九州市自治会総連合会と連携して、 (1) 加入をPRするポスター・チラシの作成 (2) 加入促進・自治会運営などの目的に応じたマニュアル、子ども向けPR冊子等の作成 等に取り組んでいる。 また、区役所コミュニティ支援課は市民センター等でのポスター掲示などの広報事業や新任会長研修の開催支援など、地域の実情に応じた取組を区自治総連合会と連携しながら進めている。
地域総括補助金	住民主体の地域づくりを促進するため、これまで市各部署が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金」を実施している。 この補助金を導入しやすいように手引書を作成し、申請方法の簡素化にも取り組んでおり、区役所コミュニティ支援課では、まちづくり協議会へ申請の支援などを行っている。

コミュニティ活動促進事業	住民主体の地域づくりを促進するため、まちづくり協議会や自治会、NPO 等が行う研修会や講演会などに講師となるまちづくり専門家の派遣を支援するとともに、先進的な地域のまちづくり活動を報告してもらう「地域のちから報告会」を開催し、まちづくり協議会間の情報共有等を図っている。
地域カルテづくり事業	まちづくり協議会を実施主体として、住民が参加するワークショップを開催し、新たな課題解決を図る活動に取り組むきっかけとなるように、地域情報や課題解決のためのアイデア等を盛り込んだ「地域カルテ」の作成を支援した。 ※本事業は平成30年度で終了。
市民センターの整備、管理運営	地域活動の拠点として、小学校区ごとに市民センターを設置している。(H31. 4. 1 現在 市民センター130 館、市民サブセンター6 館) 市民センターを適正に管理し、円滑な運営を図るため、館長を配置するとともに管理運営の一部をまちづくり協議会に委託している。また、市民センターの老朽化等に対応するため、計画的に大規模改修等を実施している。
協働のあり方に関する基本指針の策定	NPO、地域団体、企業、行政等、様々な活動の担い手が役割分担をしながら、協働によるまちづくりを推進するため「北九州市協働のあり方に関する基本指針」を平成24年11月に策定した。
NPO・市民活動促進事業	市民活動や協働等に関する相談窓口として、市民活動サポートセンターを設置し、情報提供、研修・啓発事業などの側面的支援を行っている。
「NPOとの協働によるまちづくり」人材育成事業	多様な主体との協働に関する理解を深める研修、協働事業を実施するために必要な団体運営力の向上を図る研修などを実施する。
NPO公益活動支援事業	NPO等が、専門性や先駆性を発揮して行う地域の課題解決につながる活動を支援している。
まちづくりステップアップ事業	住民主体のまちづくりを推進するため、地域の特性を活かした活動や地域の活性化に資する新たな活動を支援している。

(5) その他市政運営

条例第5章（市政運営）では、「情報共有」及び、「市民参画」を基本とした公正かつ透明性の高い市政運営を確保するため、「計画的な行政運営（第15条）」、「法務（第16条）」、「財政運営（第17条）」、「行政評価（第18条）」に基づく市政運営について規定している。また、条例第7章（国、他の地方公共団体等との関係）では、国や福岡県、他の地方公共団体や、海外の政府・自治体等との関係について規定している。

主な取組は、以下のとおりである。

「第15条（計画的な行政運営）」については、市のまちづくりのビジョンである基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランや「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、その他、行政分野別の計画を策定し、その着実な推進に努めるとともに、多様な行政需要等に対応していくため、平成26年度以降の新たな行財政改革の大きな方向性を示す「北九州市行財政改革大綱」を策定、また、その実施計画となる「北九州市行財政改革推進計画」を策定し、着実な推進に努めている。

「第16条（法務）」については、法的側面から行政運営を支えるため、市が制定する条例や規則の制定や改廃の基準となる「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を策定している。また、市の政策を実現するため、条例の制定改廃を行っている。新たに制定した条例のうち主なものとしては「北九州市空家等の適切な管理等に関する条例」、また、議員提案によって制定された「北九州市子どもを虐待から守る条例」などが挙げられる。

「第17条（財政運営）」については、高齢社会の進展に伴う福祉、医療関係経費の伸びや老朽化した公共施設の改修経費の増加が今後も見込まれるなど、北九州市の財政を取り巻く厳しい状況が続く中、「選択と集中」を行いながら、不断の収支改善に取り組む必要があり、税金など歳入の増加につながる施策と、行財政改革大綱に基づく事業の見直しに積極的に取り組むことで、持続可能で安定的な財政の確立、維持に努めている。

とくに行財政改革大綱の4つの柱の一つとして、「公共施設マネジメント方針」を策定し、少なくとも「今後40年間で保有量を約20%削減する」ことを目標として掲げ、公共施設の再配置やリノベーション、移転・廃止後の跡地利用、街なかのにぎわいづくり等を具体的に進め、「都市の再構築と活力あるまちづくり」を目指している。

また、財政運営の透明性を確保するため、

○「わかりやすい北九州市の財政」の発行

○市政だよりを活用した予算・決算情報の提供、

○予算編成過程の公表（市民の意見を反映させるため、予算編成過程を公開し、市民の意見をいただきながら、予算編成を行う）

などの取組も行っている。

「第18条（行政評価）」については、「元気発進！北九州」プランを着実に推進していくため、行政評価システムを導入している。プランを推進する約200の主要施策と約500の事業を対象に、事業の成果が当初設定した目標を達成しているかなどを検証し、その検証結果に基づき事業内容を見直し、次の事業計画（予算）に反映させている。

「第28条（国、他の地方公共団体等との関係）」については、市の重点施策を推進していく上で、国及び県に対して毎年提案活動を実施し、全国市長会や指定都市市長会として、政府等に対して要望活動や意見の発出などを行っている。

他都市との関係では、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」、福北連携、関門連携、南九州市や釜石市との連携を進めている。とりわけ、近年多発している大雨、地震等による被災地の復旧・復興支援のため、被災自治体への職員の派遣も行っている。

また海外における主な取組としては、インドネシアのスラバヤ市、フィリピンのダバオ市と環境姉妹都市の締結に至るなど、環境分野や上下水道分野において、国際技術協力や環境国際ビジネス、海外水ビジネスを進めている。

4 評価等について

(1) 時代の変化に対応した新たな取組について

条例第15条では、市長等は、基本構想等に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行い、その計画等については、社会経済情勢の変化に対応したものとするよう、常に検討を加えるものとしており、この条文の趣旨を踏まえた市政運営を行うことが求められる。

自治基本条例は、平成22年10月に施行され、間もなく10年が経過しようとしている。多くの市民、関係者が関わり、市民意見を丁寧に聴取しながら、長きに亘る議論の結果、生まれた条例であるが、この10年のうちに、本市を取り巻く環境や社会経済状況等、様々な変化があった。条例の制定時においては想定していなかった新たな課題等も見受けられ、こうした課題等の中から、「SDGs」と「魅力発信・都市ブランド向上」について、市の取組について評価・検討を行った。

ア SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）

SDGsは、限りある地球の資源を世界中の人々が公平に利用し、未来の世代に残していく、そのための国際目標であり、2015年9月、国連において全ての加盟国（193カ国）によって採択された。

水・エネルギー・気候変動など環境に強く関係するものや、健康・福祉、ジェンダー平等なども含め、2030年までに、17の目標（ゴール）の達成を目指している。市はOECDより「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定され、国からも「SDGs未来都市」に選定されるなど、これまでの環境・国際貢献をはじめとする様々な取組が、国内外に高く評価されている。

SDGsの17のゴールの多くは、市のこれまでの取組と関連しており、「洋上風力発電関連産業の拠点化」や「ロボット産業や環境国際ビジネスの推進」をはじめ、「女性や高齢者、障がい者など様々な市民が活躍できる社会の実現」などを進めてきた。これにより、市民生活の質（QOL）の向上やシビックプライドの醸成を図り、国内外に「北九州市」を発信し貢献しながら、都市ブランドの向上を目指すこととしている。

こうした市の様々な積極的な取組の一方で、市民のSDGs達成に向けた動きも活発化してきており、市内30か所（令和元年10月末）での「子ども食堂」の運営や日本初の「SDGs商店街」を目指す宣言を行った魚町商店街など、先進的な取組も見られる。市民意識調査によると、SDGsの認知度は2割強であり、まだ広く市民一般に浸透しているとは言い難い状況にあるが、市も学校教育をはじめ、様々な場で普及・啓発に努めている。今後は、小中高校生より上の世代である大学生を中心とし

た世代への広報が求められる。

現在、市民の様々な活動は、SDG sの各目標のどれに当てはまるのか、活動を行いながら考えている段階であるが、今後は、深く実践的な取組に移っていくこととなり、市も引き続き支援していく必要がある。しかし、行政主導での積極的な事業推進は、一方で市民から当事者意識を奪うことになりかねず、市民への普及・啓発も含めた支援のあり方としては、さらなる工夫が求められる。

SDG sが、これまで以上に一般市民に身近なものとなるためには、様々な理論化よりもシンプルな広報が有効であり、市民の毎日の生活の中で、自発的に取組が進められていくような仕掛けづくりが必要である。また、市の既存事業がSDG sの達成につながるのであれば、事業名にSDG sを加える等の変更を行うことで、もっとSDG sを知る機会が増えるのではないだろうか。

こうした行政、市民の動きに加えて、企業の取組は大変重要である。これまでは、業績や規模、業界順位といった、いわゆる「経済的価値」が重視されてきたが、環境問題をはじめとする、様々な社会課題が山積する現代においては、経済的成長だけを追求する企業活動は過去のものとなりつつある。「環境・社会・人」に配慮しているかといった経済価値以外の企業価値が注目されてきており、企業ブランドやイメージ向上による売り上げ増加・優秀な人材の確保が期待できるだけでなく、企業がSDG sに取り組むことで、ESG投資（環境・社会・企業統治に対する企業の取組を重視して行う投資）の呼び込みの拡大、地域との連携による新しい取引先や事業パートナーの獲得、新たな事業の創出や今までにないイノベーションを生むことにつながる。

市では「北九州SDG sクラブ」を創設し、産・学・官・民の連携を進めているが、今後も、情報発信の内容を検討しながら、SDG sに取り組むメリットを示し、企業を巻き込んでいくことが必要である。

<見直しの方向性>

●SDG s

- ・行政主導ではなく、市民や企業が自ら身近に取組を進めるような仕掛けづくり
- ・企業がメリットを感じ、参加が進む情報発信の工夫

イ 魅力発信・都市ブランド向上

株式会社ブランド総合研究所が毎年実施している「地域ブランド調査」によると、北九州市の認知度は政令市の中では低く、知られているのは、工業都市、環境都市といった「ものづくりのまち」「環境のまち」としてのイメージである。市民へのアンケート調査においても、「北九州市が好き」との回答が多い一方で、「誇りや自信がある」との回答がそれほど多くないのは、「かつて繁栄した工業都市・物流都市」のイメージ

が強いことも要因の一つではないかと考えられる。

また、本市の将来推計人口によると、生産年齢人口が大幅に減少することが見込まれており、人口構造を保つためにも、特に若い世代の人口流出の歯止めが必要である。そのためには、北九州市の魅力さをさらに高め、それを積極的に発信していく必要がある。こうした課題に対して、市は戦略的に、大変熱心に情報発信・広報に努めるなど、様々な取組を進めており、このような地方創生に関する市の積極的な姿勢は評価したい。

しかしその一方で、全体的なブランディングとして、もう一工夫が必要と考える。「都市ランキング1位」というような広報も、イメージだけではなく明確な根拠を示し、データに基づいてその具体的な内容と魅力を周知しなければ説得力がない。ヴァーチャルユーチューバーの活用や本市出身の声優やキャラデザイナー等に協力を求めるなど、北九州市にはどんな魅力があり、どう情報発信していくかについて、改めて検討が必要である。

市民が誇りを持つことと、市外の方が本市の魅力や良いところを知ること、両方を同時に満たすようなブランディングを行うことが求められる。

<見直しの方向性>

- 地域の魅力を効果的に伝える戦略的広報の推進
- 都市ブランド確立に向けた取組の強化

(2) 情報共有・市民参画

ア 広報事業

市は多様な媒体を活用して、市政に関する様々な情報を市民に提供しているが、市民意識調査によれば「市政だよりから情報を得ている」との回答が8割以上となっている。月2回の発行で内容も大変充実しており、市と市民を繋ぐ重要なツールとして、今後も継続してもらいたい。

他方で、情報化・IT化は、条例施行当初に想定していた以上に進展している。LINEをはじめとしたSNSは、すでに地域における世代間コミュニケーションツールとしても活用されているが、刻々と変化する状況にどう対応していくかが重要である。市もSNSやPR動画など、様々な取組を行っているが、課題は若い世代にどのように市の情報を伝えていくかであり、各種情報発信ツールの特徴を活かした広報が求められる。

また、ホームページの重要性はいうまでもないが、情報が必要な人のみが利用するものであり、北九州市に興味を持っていない、知らない、知ろうと思わない人は、ホームページをわざわざ見ることはない。こうした人に、いかに本市の情報に触れても

らうか、SNS等を活用したいいわゆるプッシュ型の方策を検討すべきである。

<見直しの方向性>

- 情報化・IT化等、時代の変化に対応した情報発信方法の実現
- 各種情報発信ツールの特徴を活かした訴求力のある広報

イ 広聴事業

市は、市民に対して「市民のこえ」や「タウンミーティング」など、多様な市民参画の機会を整備し、様々な方法で市民の意見等を聞いているが、市民意識調査によれば「市政に関心がありますか」という設問に対して、「あまり関心がない」、「全く関心がない」との回答が31.6%となっている。

平成26年度に実施した同様の調査においては24.6%であり、関心がない層が7%増加している。また、年齢別で見ると、30代までの若い世代では、関心・無関心は約半数ずつとなっているが、70歳以上では、約8割が市政に関心を持っている。

若い世代については、10・20代が市政への関心が低だけでなく、30代も、40代以上の世代と比べ、かなり低いことが課題として挙げられる。若い世代の市政への関心をいかに高めていくか、検討が必要である。

また、情報化・IT化が進む中、情報共有や市民参画の手段として、SNSが今後主流となっていくことが想定され、AIチャットボット等、様々なICTの活用を進めていくべきである。

<見直しの方向性>

- 若い世代の市民参画推進
- 情報共有・発信手段としてのAI技術の活用

(3) コミュニティ

ア 多文化共生

本市の外国人市民数は13,048人（平成31年3月末）であり、全体に占める割合は約1.4%である。以前は、韓国・朝鮮・中国出身者が多数を占めていたが、近年は国籍の多様化が進み、ベトナムやネパールをはじめ、非漢字圏出身者が増加している。

「多文化共生」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として、共に生きていくことである。外国人市民が、地域における共生社会の一員として生活していくためには、言葉・制度の壁や日本人市民とのこころの壁などの課題があり、市はこうした壁を取り除く

ため、外国人市民の自立支援や地域活動等に参加するきっかけづくり、日本人市民に対する啓発など、様々な取組を進めている。多言語版の生活情報ガイドブック、防災やごみ分別のハンドブックの作成、外国人向け生活情報動画の配信等を行い、本年4月には、外国人市民のニーズに応じた生活支援の充実を図るため、相談を一元的に受ける窓口として、「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を開設している。

市は多文化共生の推進のため、様々な取組を進めているが、外国人市民については、その多様性に配慮しながらも、本市で生活する以上、日本における生活上のルールを理解し、守ってもらうことが必要である。文化や慣習の異なる外国人市民が理解できるような配慮を行いながら、外国人向けの情報発信を適切に行う必要がある。

こうした点で、地域においては、自治会・町内会等、地域コミュニティの役割は大変重要であり、地域コミュニティへ外国人市民が円滑に関わっていくことができるような取組を進めることで、共に支え合い、共に生きて行く、共生社会の実現につながるものとする。

<見直しの方向性>

- 外国人市民への生活ルール等、情報発信の強化
- 地域コミュニティへの外国人市民参画促進

イ 地域コミュニティ・NPO

市は、市民の主体的なまちづくり活動への参加や、活動主体である地域のコミュニティやNPOの活性化を促進するため、活動の拠点として、市民センターや市民活動サポートセンターを設置するとともに、各種補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付する「地域総括補助金」を実施するなど、様々な支援を行っている。

しかしながら、「活動の担い手の高齢化・固定化、後継者不足」、「地域コミュニティの組織体制の分かりにくさ」など課題は多く、委員会においてもこのテーマに対して多くの意見が出された。

市民意識調査によれば「住民主体のまちづくりが必要と思う」と考える市民は約9割に上る一方、実際に地域活動に経験したことがある人の割合は、約半数程度となっている。

東日本大震災や近年の頻発する豪雨災害など、大規模な自然災害の発生を契機に、地域におけるコミュニティの役割の重要性に対する認識が高まっている中、市民のまちづくりへの参加意欲を具体的な行動に繋げ、地域コミュニティやNPOの活動を活性化させていくことが必要である。

以下、見直しの方向性を示すこととする。

① まちづくりを担う人材の育成

自治会・町内会については、加入率の低下や役員の高齢化・固定化などの課題を抱えており、リーダーとなる人材育成や担い手づくりが急務となっている。市も、まちづくり協議会などが行う研修会や講演会などに講師となるまちづくり専門家の派遣を支援したり、「地域のちから報告会」を開催して先進的な地域のまちづくり活動を報告してもらったりするなど、住民主体の地域づくり促進に努めている。

地域においても、若い世代を含め、ともに考える仲間を増やし、若い世代の意見を活かそうとする努力が必要であるが、特にこうした若い世代に対して、ボランティア精神を醸成する取組を進めるなど、人材育成に努める必要がある。

また、地域社会が変化する中において、NPOやボランティア団体等の活動に対する期待は大きいものがある。平成10年のいわゆるNPO法の施行以来、約20年が経過しており、NPO法人数の増加や活動の広がりは見られるが、その担い手も高齢化が進み、新しい人材が出てきていないのではないかとの意見がある。

自治基本条例の理念の一つである「協働」の考えに基づき、市・NPOなど多様な主体が、目的を共有しながら対等な立場で協力し、地域課題の解決を行う中で、ともに連携しながら、人材育成にも取り組んでいく必要がある。

② 社会情勢の変化にあわせたまちづくり団体等見直し促進への支援

市民意識調査等によると、コミュニティの中でも、まちづくりにおいて自治会・町内会が果たす役割に期待する市民が多いことが認められる。

しかし、こうした地域における組織が、地域固有の自主組織で、複雑でわかりづらいものとなっており、一般市民が理解し、参加しやすいものとなるよう、よりシンプルな形にできないかとの意見があった。

自治会・町内会をはじめとしたまちづくり団体等の見直しについては、社会情勢の変化や自治会加入率の状況等を踏まえて、各団体の自主的かつ主体的な取組が重要である。自治会・町内会への支援については、これまでも様々な取組が行われてきたが、社会情勢の変化にあわせた自治会・町内会等の地域組織の体制変革の支援も含めて、今後、市としてどのような支援ができるか、早急な検討が必要である。

③ 地域コミュニティにおける防災対策の推進

近年、全国各地で地震や台風、豪雨といった、これまでに経験したことのない大規模な自然災害が起こっており、市内でも豪雨災害による大きな被害が発生した。こうした災害が起こるたびに、「地域住民のつながり」が大きな支えになることが伝

えられている。

住民同士が強いつながりを持つ地域は、見守り・防犯・美化活動等、普段の生活の中での困りごとを地域の中で解決する力が強いだけでなく、地震や台風、豪雨などの自然災害においても住民同士で助け合う「共助」の力を発揮する。また逆に、こうした自然災害への対応を契機として、自治会・町内会等、地域に関わる意識が高まったとの意見があった。

市としても、地域防災力向上のため「防災で地域をつなぐ」ことを目標に、各種取組を進めているが、地域コミュニティの活性化という観点からも、今後も継続して防災対策の推進に努めていく必要がある。

④ 今後10年先を見据えた、地域と連携したコミュニティ活性化に向けた取組の強化

現在、自治会長・町内会長をはじめとする自治会・町内会の役員は、様々な役割を担っているが、とても熱心にコミュニティづくりに取り組んでいる。例えば、市内のごみステーションの管理が行き届いているのは、その表れである。その一方で、役員も高齢化が進み、大変負担の大きな状況が生じてきているため、役員になりたくないという人も急増している。一人暮らしや高齢者のみの世帯、共働きの世帯が増加しており、自治会・町内会の加入率は66.6%（平成30年度）であり、ここ10年で7.8%低下している。

活動の担い手が不足し、十分な活動を行えない自治会・町内会もでてきている。例えば市政だよりについても、高齢者の安否確認などを同時に行いながら配布している自治会・町内会もある一方で、役員の高齢化が進み、配布が大きな負担となっている自治会・町内会がある等、地域によって異なる状況も見られ、市としても、地域の実情に応じた、多様な形での支援が必要となってきた。

こうした状況は今後も継続すると見込まれ、この先10年もしないうちに、自治会・町内会を基礎とする地域コミュニティを取り巻く環境も大きく変化すると予想されるため、こうした社会情勢の動きを踏まえた対応が求められる。

自治会加入率促進のためには、加入していない人たちの理由からみて、入会の仕方がわからない人には入会方法の周知、活動内容がわからない人には活動内容の周知を行うなど、それぞれの状況に合わせた勧誘が有効である。

また、自治会・町内会、NPOなどコミュニティ活動への参加の意義を改めて見直し、まちづくり協議会など、まちづくりを担う団体の活動や各種制度をPRする際に、法律や各種分野の専門家団体の社会貢献活動と連携するなど、新たな取組を検討するとともに、自治会・町内会に対して、運営の手引き等を示すことなど、透明性を高める取組も求められている。

今後、コミュニティの活性化を図るため、市は、地域が一体となった住民主体の地域づくり活動を進めていく、まちづくり協議会を主体として、地域コミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、長期的な視点で、地域と連携して取り組んでいく必要がある。

<見直しの方向性>

- まちづくりを担う人材の育成
- 社会情勢の変化にあわせたまちづくり団体等見直し促進の支援
- 地域コミュニティにおける防災対策の推進
- 今後10年先を見据えた、地域と連携したコミュニティ活性化に向けた取組の強化

5 条例の見直しについて

条例制定以降、条例自体の認知度に大きな変化はないが、この10年で市民自治の重要性への認識は深まったと感じており、条例は一定の役割を果たしてきたのではないかと考える。

この間、市では、条例の趣旨を踏まえ、市民自治の確立に向け、情報共有や市民参画、コミュニティに対する支援など、条例第13条に規定する市長の役割及び責務を遵守しながら積極的な取組を進めており、一定の評価をしたい。

委員会では、市政運営や条例の見直し等について、真摯に議論し、様々な課題を指摘したが、条例は、長い時間をかけて多くの市民が関わり議論を重ね、創り上げられたものであり、そこで示されている理念を修正しなければ、個々の課題の改善が困難な場合に限り、条例改正を行うべきであると考えます。

今回の議論においては、その課題は、市民、議会、市長（行政）が、より一層条例に対する理解を深め、自治において果たすべき役割や責務を深く認識し、条例の掲げる理念や目的を達成するためにまちづくりや市政運営に取り組むことにより、解決していくことが可能であることを確認した。このため、現時点においては、条例に示されている理念を修正するために、特定の条文の改正、追加を行う必要は特に認められないと考える。

なお、委員会の役割は、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価することであり、主に条例の規定に基づく市の取組を中心に議論してきたが、その過程において、「市民」のあるべき姿についても、意見が出された。

市民自治は、行政主導ではなく、市民の主体的な行動により実現が図られるべきものであることは言うまでもない。一方で、市民生活における様々な自由で自主的な取組は尊重しながらも、市民自治の実現のためには、まちづくりやコミュニティへの参加について一定のルールが必要ではないか、との意見も出された。

他都市においては、自治会・町内会への加入促進に向けて、市民に対して努力義務を課す条例も見られる。条例は「市民がコミュニティの活動に自由に参加することができる」こと、「コミュニティへの参加を通じて市民が共生する地域社会の維持及び形成に努める」ことを定めているが、今後は、こうしたコミュニティへの参加の権利と地域社会の維持及び形成に努める責務とのバランスの観点も念頭に置きながら、個別の施策を推進していただきたい。

また、本市は、平成30年6月に、国から「SDGs未来都市」に選定された。SDGsは日本全体で取り組む、達成すべき課題とその目標であるが、市もこれからのまちづくりにおいて、市民や企業、団体などと連携して、SDGsの達成に向けて取り組んでいただきたい。

本条例の大きな特徴の一つとして、「市民」を広く定義していることが挙げられる。市内に住所を有する住民のほか、団体、市外からの通勤・通学者、不動産を所有する者（法人も含む）など、幅広く定義しているが、時代の変化に伴う様々な地域課題に対しては、住民である市民だけでなく、広く本市に関わる人々も巻き込んでいかなければ、その解決は困難である。

今後も、こうした一人でも多くの人たちが「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」という本市の自治の基本理念を理解し、行動につなげていただくことを期待したい。

資料

「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」委員名簿

<敬称略、五十音順>

氏名	所属・役職等
安部 高子	株式会社ケイ・ビー・エス 代表取締役社長
倉地 ひとは	公募委員
中村 啓子	北九州市婦人団体協議会 理事
宮地 久男	北九州市自治会総連合会 会長
○森 裕亮	北九州市立大学法学部 准教授
森川 妙	北九州ESD協議会 コーディネーター
八幡 圭治	公募委員
◎湯浅 壘道	情報セキュリティ大学院大学 学長補佐 情報セキュリティ研究科 教授

※◎は委員長、○は副委員長

北九州市自治基本条例（平成22年9月30日条例第30号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民（第6条—第9条）

第3章 議会（第10条—第12条）

第4章 市長等（第13条・第14条）

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則（第15条—第21条）

第2節 市政への市民参画（第22条—第25条）

第6章 コミュニティ（第26条・第27条）

第7章 国、他の地方公共団体等との関係（第28条）

第8章 条例の見直し（第29条）

付則

誇りを持って、ここ北九州市で暮らし、生きていきたい。

このまちの良さを守り、慈(いつく)しみ、子どもたちに伝えていきたい。

私たちのこの願いを実りある姿にするためには、市民、議会、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに生かし合い、私たち自身の手で市民による自治を実践することが重要です。

私たちのまち北九州市は、ものづくりのまちとして、多くの人々の英知に支えられ発展してきました。また、市民、議会、行政が一体となって公害克服に取り組み、世界に誇る環境都市として今日に至っています。

私たちはこれからも、心豊かな、人が大切にされる地域社会を築いていきます。そして、近隣自治体と共生しながら、未来につなぐ私たちの思いを、アジアの諸都市をはじめ広く世界に発信していきます。

ここに本市の自治の礎(いしずえ)となる北九州市自治基本条例を定め、自治の理念と原則を宣言します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担(にな)う市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定める

ことにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治（以下「市民自治」という。）の確立に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 市は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例で定める事項との整合性の確保を図るものとする。本市の基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令等（法令、条例、規則その他の規程をいう。第8条において同じ。）を執行する場合も、同様とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内の事業所若(も)しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若(も)しくは団体をいう。
- (2) 市長等 執行機関及び地方公営企業の管理者をいう。
- (3) コミュニティ 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

（基本理念）

第4条 本市の自治は、地方自治の本旨に基づき、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していくということを基本理念とする。

- 2 前項の基本理念に基づくまちづくりの推進は、人が大切にされるまち（すべての市民が年齢、性別、障害の有無、国籍、社会的身分又は門地等にかかわらず人として尊重されるまちをいう。以下同じ。）を実現することを旨(むね)として行われなければならない。

（自治の基本原則）

第5条 本市における自治は、市民自治を基本として行われるものとする。

- 2 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。
- 3 市民及び市は、市政に関する情報を共有するものとする。
- 4 市民及び市は、自治を担(にな)う人材の育成に努めるものとする。
- 5 市は、市政運営において国及び福岡県と対等な関係に立ち、地方公共団体としての自

主性及び自立性を確保するものとする。

第2章 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、人として等しく尊重され、幸福な生活を追求する権利を有する。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利を有し、これにより得た情報を活用することができるとともに、自らの知識及び経験により得た情報を市に提供することができる。

(子どもの自治へのかかわり)

第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担(にな)うことができる。

2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。

2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。

(事業者の責務)

第9条 事業者(市内で事業活動を行うものをいう。)は、その社会的責任を認識し、市民が共生する地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会

(議会の基本的役割)

第10条 議会は、住民の代表機関として、市政上の重要な意思を決定する機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に努めるものとする。

(議会運営)

第11条 議会は、市政に関する市民の意思を的確に把握し、議会運営に適切に反映するものとする。

2 議会は、議会活動に関し市民に説明する責務を果たすため、開かれた議会運営を行う

よう努める。

(議員の責務)

- 第12条 議員は、住民の信託にこたえるために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政全般に配慮しながら、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。
- 2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努める。
- 3 議員は、開かれた議会運営の実現に努める。

第4章 市長等

(市長等の役割及び責務)

- 第13条 市長は、住民の信託にこたえるために、市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営する。
- 2 市長は、市民自治を実現するために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政運営に適切に反映させるよう努める。
- 3 市長等は、その権限及び責任を自覚して、公正かつ誠実に職務を執行する。

(職員の役割及び責務)

- 第14条 職員は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。
- 2 職員は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 3 職員は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。

第5章 市政運営

第1節 市政運営の基本原則

(計画的な行政運営)

- 第15条 市長等は、本市の基本構想その他行政分野全般に係る政策及び事業に関する計画（以下この条において「基本構想等」という。）に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行う。
- 2 市長等は、各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、基本構想等との整合性の確保を図るとともに、計画相互間の体系的な整備に努める。
- 3 市長等は、基本構想等及び各行政分野における基本的な計画を策定し、及び実施するに当たっては、計画の目標及び期間を明示するとともに、計画に係る進行の状況を適切に管理する。
- 4 市長等は、前項の計画を社会経済情勢の変化に対応したものとするよう、常に検討を

加えるものとする。

(法務)

第16条 市は、条例、規則その他の規程の制定改廃、法令の主体的な解釈及び運用並びに法令の制定改廃に関する提言を積極的に行うとともに、訴訟に的確に対応する。

2 市は、条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針を定めるものとする。

(財政運営)

第17条 市は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努める。

2 市長は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第18条 市長は、施策及び事業の成果及び達成度について評価を行い、その結果を市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長は、前項の評価の結果を施策及び事業に適切に反映させるものとする。

(付属機関の委員等の選任)

第19条 市長等は、付属機関の委員その他これに類する構成員（以下この条において「委員等」という。）を選任するに当たっては、公募により選任された委員等が含まれるよう努めるとともに、委員等の年齢及び性別の構成について適正を確保するよう配慮する。

2 市長等は、委員等の選任の手続を整備するとともに、選任における選考の経過を記録するものとする。

(苦情等へ対応するための仕組み)

第20条 市は、市民の権利利益を保護するため、市民が市から受けた不利益な取扱いについての苦情、不服等の適切かつ簡易迅速な処理又は解消を図るための仕組みの整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(情報共有の仕組み)

第21条 市は、市が保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理及び運用について、総合的かつ体系的な規程の整備を図るものとする。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、市政に関し市民に説明する責務を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の公開を推進する。

3 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市が保有す

る個人情報 を適正に取り扱う。

第2節 市政への市民参画

(市民参画の制度の整備)

第22条 市は、市政に市民の意見を適切に反映させるため、市民参画の制度の体系的な整備を図るものとする。

(パブリックコメント手続)

第23条 市長等は、市政上の基本的かつ重要な事項を定める計画又は条例を策定する過程において市民の意見を反映させるため、当該計画又は条例の案について市民の意見を公募する手続を実施する。

(市民の意見及び提案)

第24条 市は、前条に規定する手続のほか、市民が市政について広く意見を提出し、及び提案するための多様な機会を確保するものとする。

2 市は、前項の機会に収集した市民の意見及び提案に係る情報を内部で適切に共有し、その活用に努めるものとする。

(住民投票)

第25条 市は、市政に関し、特に重要な事項について、住民（法人を除く。）の意思を直接確認するため、事案ごとに別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市長は、住民投票を実施するに当たっては、投票の結果の取扱いについて、あらかじめ見解を述べるものとする。

第6章 コミュニティ

(コミュニティの活動のあり方)

第26条 市民は、様々なコミュニティの活動に自由に参加することができる。

2 市民は、コミュニティの活動への参加を通じて、市民が共生する地域社会の維持及び形成に努めるものとする。

3 コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について市民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。

4 コミュニティは、他のコミュニティの自主性を尊重しながら、コミュニティ相互間の連携の推進に努めるものとする。

(コミュニティへの支援等)

第27条 市は、コミュニティの自律性及び自立性に配慮しながら、コミュニティの活動がその活動する地域の特性に応じて効果的に行われるよう、コミュニティに対し積極的に支援するものとする。

2 前項に規定する支援は、区役所の組織及び機能を最大限に活用することにより行うものとする。

3 区長は、コミュニティが相互に連携しながらその活動が円滑に行えるよう、コミュニティに対し必要な支援に努めるものとする。

第7章 国、他の地方公共団体等との関係

第28条 市は、国及び福岡県と対等な立場で共通の目的である市民福祉の増進に向かって相互に協力するとともに、国及び福岡県に対して政策又は制度に関する意見の提出及び提案を積極的に行うものとする。

2 市は、他の地方公共団体と共通する課題について、当該地方公共団体と相互に連携及び協力をし、その解決に努めるものとする。

3 市は、本市の国際社会における役割を果たすため、アジア地域その他の地域の外国の政府、外国の地方公共団体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。

第8章 条例の見直し

第29条 市は、市政がこの条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価し、この条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。

2 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、前項の検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。